掛川市告示第64号

掛川市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条第１項の規定により告示し、当該関係図書を一般の縦覧に供する。

令和７年５月23日

掛川市長　久　保　田　　崇

１　供用及び処理を開始する年月日

令和７年６月１日

２　供用及び処理を開始する区域

大渕の一部

３　既に供用を開始している区域

西大渕の一部、大渕の一部、洋望台の一部、横須賀の一部及び沖之須の一部

４　供用開始面積

約0.8ha（大須賀処理区供用開始区域　約240.3ha）

５　供用を開始する排水施設の位置

別紙図面参照

６　下水を処理する施設の位置及び名称

掛川市沖之須2700番地の１

大須賀浄化センター

７　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

８　関係図書の縦覧

(1) 期間

令和７年５月23日（金）から令和７年５月30日（金）まで（閉庁日を除く。）

(2) 時間

午前８時30分から午後５時15分まで

(3) 場所

掛川市役所上下水道部下水道課

掛川市長谷一丁目１番地の２　掛川市浄化センター内